

第3回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	川田潤
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第7号 令和2年度春季農作業労賃標準額（案）について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農用地利用集積計画（案）について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第3回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員はおられませんので、定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、6番古徳委員、7番足立委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和2年2月25日(火)常設審議委員会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第7号「令和2年春季農作業労賃標準額(案)」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「令和2年春季農作業労賃標準額(案)」説明をさせていただきます。
議案の1ページから、2ページです。
先月の総会後に農政専門部会で審議いたしまして、案を作成しました。前年からの変更点は、一般労務の額を800円に変更した点です。これは、昨年10月に鳥取県の最低賃金が790円に改正され、それに合わせた変更です。

阿部農政専門部会長 農作業賃金は前年並みという事で、一般労賃だけを前年より30円アップという案を作成しました。皆様の審議をお願いします。

議 長 議案第7号の説明と農政専門部会の会議の状況を部会長さん、事務局よりいただきました。ご意見、ご質問あったらお願いします。
意見がないようでございますので原案どおり決定してもよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手をおねがいします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり承認されました。
続いて議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案3ページから6ページです。

(番号1)

申請人は米子市のAさんです。申請地を農地転用し一般個人住宅を建築するという申請内容です。土地の所在は、境港市渡町・畑・440㎡で調整区域内にあります。地図は4ページです。申請地周辺の農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路に接し、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接農地とは擁壁を設けブロックで仕切るとのことから、流水等の恐れはないと考えられます。現地調査は、藪内委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

築谷委員 先月の27日に藪内委員と事務局と一緒にってきました。この隣の土地と一緒にっており、こちらもあるようなことを言われていました。この土地の持ち主ももう農業はしないとっており、3年～4年使っていない状態です。皆様の審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

事務局 一点よろしいでしょうか。先ほど築谷議員のご指摘の通り道路の前面を転用するということでした。申請地には枝番がついていますが、この転用の為に分筆しておられるようです。分筆前にはBさんが農業公社と利用権設定をしておられました。この転用の案件が出てきて前面は宅地になるということで残りの部分について面積が減るがどうですかと聞かせていただいたところ、この面積ならもう利用権設定の契約はしないという事で回答をいただいています。

議長 いかがでしょうか。他に意見がないようでしたら採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり承認されました。続いて議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の7～22ページです。

(番号1)

地上権設定者は、境港市渡町のCさんで、地上権者は東京都のDさんです。土地の所在は、9ページにあります渡町・畑・1, 521㎡です。申請理由は、申請地を地上権設定により借り受けて、太陽光発電施設を設置したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周にフェンスと素掘りの水路を設置することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。隣接耕作者への同意書は取っておられます。現地調査は、藪内委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 藪内委員と事務局と行ってきました。まわりも何も作っているような様子もないし、家ばかりです。草が繁茂している状況で、太陽ソーラーしか土地の活用方法がないように思いますが、皆様の審議をお願いします。

事務局 申請人は同じ方になりますので続けて2番も続けて説明させていただきます。2番の方は売買によるものです。

(番号2)

譲渡人は、境港市渡町のEさんで、譲受人は東京都Dさんです。土地の所在は、15ページにあります渡町・畑・709㎡、渡町・畑・483㎡、合計1, 192㎡です。申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、太陽光発電施設を設置したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。

事務局 計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周にフェンスと素掘りの水路を設置することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。隣接耕作者への同意書は取っておられます。現地調査は、藪内委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

築谷委員 この周辺の農地は全部草が繁茂しています。もうここは何十年も作ったことがない状態です。田んぼもありますが、20年以上何も作った事がないところ。皆様の審議をお願いします。

議長 1番と2番の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

議長 無いようですので、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定されました。続きまして、3番、4番は譲受人が同じですので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 3番と4番について説明をさせていただきます。

(3番・4番)

3番の譲渡人は、境港市渡町のFさんです。4番の譲渡人は、幸神町のGさんです。譲受人はどちらも岡山県のHさんです。土地の所在は18ページにあります(3番)外江町・畑・931㎡と、(4番)外江町・畑・799㎡です。申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、太陽光発電施設を設置したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま利用することですので、被害発生のおそれはないと考えられます。

事務局 18ページの地図に記載させていただいていますが、平成30年にこの周辺を転用許可済み、及び一部歯抜けの部分は農地外ということで一帯として太陽光発電事業に供するという形になっています。現地調査は、藪内委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

藪内委員 先月の27日、1番と2番同じように築谷議員と事務局と3人で行ってきました。図面に見たとおり平成30年に転用許可が出ているところです。荒廃地で草が繁茂しているので、太陽光発電を設置したら草もきれいになると思われます。皆さんの審議をお願いします。

議長 ご意見、ご質問はありませんか。

事務局 南側に隣接しております土地管理者さんについてですが、昨年9月頃に業者の方が挨拶にいかれて、こちらに何が作られるのかと質問があったということで、太陽光発電施設ができる予定ですという話をしたところ、それならば良かったと言われました。アパートが建つと自分の知らないものが入ってくるよりは、そういった施設が出来て草が生えない整備をされる方がいいと了解を得ていると回答を得ています。

議長 ここにもついておりますように、平成30年に農地転用したものがずっと放置してあったという形ですけど、今、整地をして草刈が始まって5月から工事が始まる予定になっています。年内には間に合うような形になっています。この件について他にないようでしたら採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第10号「農用地利用集積計画(案)について」事務局より説明をお願いします。今回、利害関係がありますので、河岡委員と阿部委員は申し訳ありませんが退席をお願いします。

(河岡委員、阿部委員が退室)

事務局 議案第10号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案23ページから25ページです。議案の発送後に修正がありましたので文書の一点をホッチキス止めしてある書類を皆様の机に配らせてもらっていますが、それが変更後の書類となっています。

事務局 書類の右下の方にページ番号がうってありますのでページの差替えをお願いします。説明にはいります。24ページが総括表です。賃借権設定が田9筆5, 821㎡、畑343筆352, 776㎡で、使用貸借権設定は田18筆14, 767㎡、畑370筆348, 783㎡です。25ページから27ページが利用権設定の各筆明細です。25ページから26ページが新規案件となっていて、27ページから40ページが使用貸借の更新分、41ページから52ページが賃借権の更新分となっております。新規使用貸借分については、全て今回賃借権を設定させていただいています。それ以外の賃借分については、中間保有地の設定や、後で出てきます合意解約を行った農地を設定するものです。53ページから57ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。ご意見がありましたらお願いします。無いようですので採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

(河岡委員、阿部委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

- | | | |
|------------------------|------|----------|
| ○農地法第5条現地調査(会長) | 令和2年 | 3月13日(金) |
| ○常設審議委員会(会長) | 令和2年 | 3月23日(月) |
| ○令和元年度第2回臨時総会(会長・事務局長) | 令和2年 | 3月23日(月) |

・農業委員会長の境港市都市計画審議会委員の選出について

・農業委員会情報 市報4月号「令和2年春季農作業労賃標準額」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 以上をもちまして令和2年第3回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年3月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
